

アスベスト廃棄物の不法投棄事案

1. 経過等

(1) 場所

- ・千早赤阪村東阪～千早の府道 705 号下の山林等

(2) 投棄の状況

- ・透明のポリ袋（50L 大・1 重）に詰められ、延長 1 km 以上にわたり、府道下の急峻な斜面へ投棄

(3) 主な経過

- ・5月25日早朝に近隣住民の方が発見。府産業廃棄物指導課に村及び府警本部を通じて連絡が入る。
- ・同日午前中に、府の職員が現場確認。府道下の斜面及び村道に、綿状のアスベスト様のものが袋に詰められて散在している状態であったため、府が応急的に飛散防止措置を行なうとともに、試料を採取し分析開始。村は立入禁止措置を行なうとともに、近隣住民等に対し注意喚起。
- ・5月26日、府及び村が廃棄物処理法に準拠した飛散防止措置及び安全確保措置を実施。
- ・5月27日、試料の分析の結果（速報）により、アスベストの一種であるクロシドライトを含む廃石綿（飛散性アスベスト）であることが判明。（分析は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が実施）
- ・5月30日から31日にかけて、府と村、富田林警察が周辺を調査したところ、当初の地点から南及び北へそれぞれ数百m離れた計6地点の府道下の斜面に投棄物を新たに発見。（梱包の状態や投棄の手口が当初発見のものと類似）
- ・5月27日から現在まで、周辺の大気環境測定を実施。⇒これまでのところ、問題なし
- ・5月30日から6月29日まで、投棄物の飛散防止、回収、処分を実施。
- ・5月27日及び6月1日に投棄発見の報道提供（TV、新聞報道あり）。⇒7月6日に処分完了の報道提供

2. 対策の実施状況

(1) 対策手法（府・村職員が実施）

- ・飛散防止 : 厚手（0.15mm 厚）のポリ袋に2重に梱包（廃掃法等に準拠）。
- ・回収・保管、処分：回収した投棄物は、特管産廃処分業者に引き渡し、適正処分。
⇒現在までに、計 275 袋を回収し、発見できた投棄物はすべて府と村で回収・処分した

(2) 大気環境測定結果

- ・大気環境測定を定期的・継続的に実施。一般大気環境と比べ、特に大きい値ではない（検出下限以下～0.45 本/L）。

平成 28 年度不法投棄防止キャンペーン

<趣旨・目的>

- 一般向けに啓発活動を行い、普段あまり産業廃棄物や不法投棄に関心の無い方に不法投棄の現状を知ってもらうことにより、府民意識が高まり、不法投棄の未然防止や迅速な初期対応などに繋がるようにPRする。
- 咲洲こどもフェスタ※に併せて開催し、子どもと保護者の親子2代に渡っての啓発を行う。

1. 日 時：平成 28 年 11 月 5 日（土）
2. 場 所：大阪府咲洲庁舎 1 階 フェスパ
3. 実施主体：大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議
（大阪府・大阪府警察本部・大阪海上保安監部・政令指定都市・中核市・環境省近畿地方環境事務所・大阪府産業廃棄物協会・大阪商工会議所・一般社団法人大阪府中小建設業協会）
4. 実施内容：啓発クイズ（正解の方には景品プレゼント）、
パネル展示（アスベストに関するパネルも展示）、
マスコットキャラクターとの握手・写真撮影会 など

※咲洲こどもフェスタ

- ・主 催：咲洲こどもフェスタ実行委員会
（ATC、森ノ宮医療大学、大阪エンタテインメントデザイン専門学校、相愛大学、ミズノ、大阪府、大阪市、住之江区）
- ・参加人数：約9万3千人（平成28年度）
- ・概 要：民間と行政が連携し、ベイエリア特有の魅力をもつ咲洲において、大阪の未来を担うこどもの創造力を育み、こどものチャレンジを応援するという観点で、文化・環境・教育・医療・スポーツ等の多様な分野の人、もの、知恵、技術を集結させて提供する地域活性化プロジェクト「咲洲キッズチャレンジ」のメインイベントとして今年で4回目の開催。

<当日の様子>



建設工事業者の皆様へ

アスベスト廃棄物の適正処理について

- ・ 解体工事等に際しては、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）に、アスベスト廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底することが必要です。
- ・ 解体工事等に伴って、アスベスト廃棄物が発生した場合は、廃棄物処理法に基づき、他の廃棄物と混合するおそれがないように区別して保管し、適正処理をしてください。
- ・ なお、建築物等の解体等作業にあたっては、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、石綿障害予防規則等その他関係法令を遵守することが必要です。

飛散性のアスベスト廃棄物（特別管理産業廃棄物の『廃石綿等』）の処理について

1. 『廃石綿等』に該当する廃棄物

- 建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物
 - 吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
 - その他の保温材、断熱材、耐火被覆材（人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの）
- 吹付け石綿等の除去に使用された養生シート類、防じんマスク、作業衣、その他の用具・器具
- 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において排出された集じん物、防じんマスク、集じんフィルター、その他の用具・器具

2. 管理体制

- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
- 帳簿を備え付ける（廃石綿等を排出する事業場ごとに、毎月末までに、前月中における運搬及び処分に関する事項を記載し、5年間保存する）
- 処理計画を定めるよう努める（廃石綿等の発生量及び処理量、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

3. 建設工事現場における保管

- 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
- 湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、廃石綿等の飛散の防止のため必要な措置を講じる（廃石綿等の埋立処分を行う場合は、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包する等、法令に基づく埋立処分基準に適合するよう措置する必要があるため、委託先の最終処分業者の受入基準等を確認しておく）
- 廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずる
- 廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱い際に注意すべき事項を表示する

4. 運搬

- 他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して運搬する（混載禁止）
- 原則として、積替えを行わず処分施設に直送する
- 廃石綿等である旨及び取り扱い際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する（又は収納した運搬容器に表示する）
- 運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
- プラスチック袋等の場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように、運搬車両の荷台に覆いをかける
- 固形化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等の措置を講ずる

5. 処理の委託

- 運搬 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分又は熔融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する
- 委託にあたっては、処理を委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿、取り扱い際に注意すべき事項を文書で通知した上で、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う

非飛散性のアスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物）の処理について

1. 『石綿含有産業廃棄物』に該当する廃棄物

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

例) スレート（波板、ボード）、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、セメント円筒、スレート・木毛セメント積層板のような石綿含有成形板との複合板、吸音材料、ビニル床タイル（Pタイル）、ガスケット・パッキン

2. 管理体制

- 産業廃棄物管理責任者を置くよう努める（大阪府循環型社会形成推進条例（大阪府所管区域）※）
※下記問い合わせ先の各市域においては、各市の条例による
- 処理計画を定めるよう努める（廃棄物の種類、発生量及び処理量、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

3. 建設工事現場における保管

- 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃棄物の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
- 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねるとともに、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる
- 廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講ずる

4. 運搬

- 廃棄物を破砕しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行う
- 運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
- 廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行う
- シート掛け、フレキシブルコンテナバッグ詰め等の飛散防止措置を行う

5. 処理の委託

- 運搬 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する（破砕のみの処理を委託することはできない）
- 委託にあたっては、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う
（委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する）

6. 破砕・切断の禁止

- 石綿含有産業廃棄物は、次の場合を除き、破砕・切断してはならない
 - ・ 運搬車両に比べ廃棄物が大きい等によりやむを得ず破砕・切断が必要な場合であって、散水等により十分に湿潤化した上で行う積み込みに必要な最小限度の破砕・切断
 - ・ 許可を受けた溶融処理施設又は認定を受けた無害化処理施設に廃棄物を投入するために行う前処理としての破砕・切断であって、国が定める方法による破砕・切断

■ 詳細については、大阪府のホームページを参照してください。

- ・ 産業廃棄物の種類別情報「石綿（アスベスト）に関すること」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/syurui/index.html>

■ 問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市環境部減量推進課	06-6858-3070
高槻市域	高槻市産業環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市環境部環境総務課	072-807-6211
東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207～8
大阪府域 (上記6市域以外)	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570

(平成 28 年 4 月)